

# 洲本川水系河川整備計画 (変更) 原案

変更前後対照表

変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）	変更後	備考
<p><b>【目次】</b></p> <p>第1章 河川整備計画の目標に関する事項……………1</p> <p>  第1節 流域及び河川の概要……………1</p> <p>  第2節 河川整備の現状と課題……………4</p> <p>    1. 治水の現状と課題……………4</p> <p>    2. 河川利用の現状と課題……………<b>11</b></p> <p>    3. 環境の現状と課題……………<b>12</b></p> <p>  第3節 河川整備計画の目標……………<b>15</b></p> <p>    1. 河川整備計画の対象区間……………<b>15</b></p> <p>    2. 河川整備計画の対象期間……………<b>15</b></p> <p>    3. 河川整備計画の適用……………<b>15</b></p> <p>    4. 洪水、高潮、津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標……………<b>16</b></p> <p>    5. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標……………<b>18</b></p> <p>    6. 河川環境の整備と保全に関する目標……………<b>18</b></p> <p>第2章 河川の整備の実施に関する事項……………<b>19</b></p> <p>  第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要……………<b>19</b></p> <p>    1. 流下能力向上対策……………<b>19</b></p> <p>    2. 洪水調節対策……………<b>23</b></p> <p>    3. 高潮津波対策……………<b>23</b></p> <p>    4. 河川環境の整備と保全……………<b>23</b></p> <p>  第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所……………<b>25</b></p> <p>    1. 河道の維持……………<b>25</b></p> <p>    2. 河川管理施設の維持管理……………<b>25</b></p> <p>    3. 許可工作物の指導・監督……………<b>25</b></p> <p>    4. 水量・水質の保全……………<b>25</b></p> <p>  第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項……………<b>26</b></p> <p>    1. 河川情報の提供に関する事項……………<b>26</b></p> <p>    2. 地域や関係機関との連携等に関する事項……………<b>27</b></p> <p>    3. 総合治水の推進に関する事項……………<b>27</b></p>	<p><b>【目次】</b></p> <p>第1章 河川整備計画の目標に関する事項……………1</p> <p>  第1節 流域及び河川の概要……………1</p> <p>  第2節 河川整備の現状と課題……………4</p> <p>    1. 治水の現状と課題……………4</p> <p>    2. 河川利用の現状と課題……………<b>13</b></p> <p>    3. 環境の現状と課題……………<b>14</b></p> <p>  第3節 河川整備計画の目標……………<b>17</b></p> <p>    1. 河川整備計画の対象区間……………<b>17</b></p> <p>    2. 河川整備計画の対象期間……………<b>17</b></p> <p>    3. 河川整備計画の適用……………<b>17</b></p> <p>    4. 洪水、高潮、津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標……………<b>18</b></p> <p>    5. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標……………<b>19</b></p> <p>    6. 河川環境の整備と保全に関する目標……………<b>19</b></p> <p>第2章 河川の整備の実施に関する事項……………<b>20</b></p> <p>  第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要……………<b>20</b></p> <p>    1. 流下能力向上対策……………<b>20</b></p> <p>    2. 洪水調節対策……………<b>24</b></p> <p>    3. 高潮対策……………<b>24</b></p> <p>    4. 河川環境の整備と保全……………<b>26</b></p> <p>  第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所……………<b>28</b></p> <p>    1. 河道の維持……………<b>28</b></p> <p>    2. 河川管理施設の維持管理……………<b>28</b></p> <p>    3. 許可工作物の指導・監督……………<b>28</b></p> <p>    4. 水量・水質の保全……………<b>28</b></p> <p>  第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項……………<b>29</b></p> <p>    1. 河川情報の提供に関する事項……………<b>29</b></p> <p>    2. 地域や関係機関との連携等に関する事項……………<b>30</b></p> <p>    3. 総合治水の推進に関する事項……………<b>30</b></p>	<p>[修正]</p> <p>本文・図等の追加・修正により頁数を修正</p> <p>[更新]</p> <p>項見出しを更新</p>

変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）	変更後	備考
<p><b>P 1 【第 1 章 第 1 節 流域及び河川の概要】</b> （前略）</p> <p><b>【流域の概要】</b> 流域は洲本市、南あわじ市にまたがり、流域内人口は約 <u>3.4</u> 万人（平成 22 年国勢調査）であり、淡路島全体の約 24%を占めている。また、洲本市、南あわじ市の近年の人口は、わずかに減少傾向にある。</p> <p><b>P 2 【第 1 章 第 1 節 流域及び河川の概要】</b> （前略）</p> <p><b>【気候】</b> 洲本川流域は、降雨が少なく温暖な瀬戸内気候地域に属している。 年平均気温は <u>15.5</u>℃（洲本測候所平年値：1981 年～2010 年）で、全国平均の約 <u>14</u>℃より高く、年間降水量は約 <u>1,410</u>mm で、全国平均の約 <u>1,700</u>mm より少ない。また、気温と降水量の月別変化を見ると、月平均気温の最高は 8 月の <u>26.5</u>℃、最低は 1 月の <u>5.1</u>℃で、降水量は 6 月と 9 月に多く、冬期は少ない。</p> <p><b>P 4 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b> 1. 治水の現状と課題 (1) 治水の課題 1) 過去の主な洪水被害 （前略） 近年では、平成 16 年 10 月の台風第 23 号により死者 5 人、浸水家屋 3,496 戸の被害が発生している。洲本川では、破堤や溢水が生じ、物部地区、宇山地区などの河川沿いの住宅密集地域で甚大な浸水被害が発生した他、橋梁の流失等により交通網が寸断されるなどの被害が発生した。また、支川の鮎屋川、奥畑川、巽川、千草川、樋戸野川、猪鼻川においても、溢水により多数の家屋が浸水した。 また、平成 23 年 9 月台風第 15 号により、支川の初尾川において床上浸水家屋 14 戸の被害が発生している。</p> <p><b>追加</b> 表 1.2.1 及び図 1.2.1～1.2.5 に、主な洪水における被害状況を示す。</p>	<p><b>P 1 【第 1 章 第 1 節 流域及び河川の概要】</b> （前略）</p> <p><b>【流域の概要】</b> 流域は洲本市、南あわじ市にまたがり、流域内人口は約 <u>3.1</u> 万人（令和 2 年国勢調査）であり、淡路島全体の約 24%を占めている。また、洲本市、南あわじ市の近年の人口は、わずかに減少傾向にある。</p> <p><b>P 2 【第 1 章 第 1 節 流域及び河川の概要】</b> （前略）</p> <p><b>【気候】</b> 洲本川流域は、降雨が少なく温暖な瀬戸内気候地域に属している。 年平均気温は <u>15.7</u>℃（洲本測候所平年値：1991 年～2020 年）で、全国平均の約 <u>15.5</u>℃より高く、年間降水量は約 <u>1,560</u>mm で、全国平均の約 <u>1,662</u>mm より少ない。また、気温と降水量の月別変化を見ると、月平均気温の最高は 8 月の <u>26.9</u>℃、最低は 1 月の <u>5.4</u>℃で、降水量は 6 月と 9 月に多く、冬期は少ない。</p> <p><b>P 4 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b> 1. 治水の現状と課題 (1) 治水の現状 1) 過去の主な洪水被害 （前略） 平成 16 年 10 月の台風第 23 号では、死者 5 人、浸水家屋 3,496 戸の被害が発生している。洲本川では、破堤や溢水が生じ、物部地区、宇山地区などの河川沿いの住宅密集地域で甚大な浸水被害が発生した他、橋梁の流失等により交通網が寸断されるなどの被害が発生した。また、支川の鮎屋川、奥畑川、巽川、千草川、樋戸野川、猪鼻川においても、溢水により多数の家屋が浸水した。また、平成 23 年 9 月台風第 15 号により、支川の初尾川において床上浸水家屋 14 戸の被害が発生している。 <u>近年では、平成 26 年 8 月の台風第 11 号により浸水家屋 72 戸、同年 10 月の台風第 19 号により浸水家屋 322 戸の被害が発生し、平成 30 年 9 月の台風第 21 号では、浸水家屋 7 戸の被害が発生している。</u> 表 1.2.1 及び図 1.2.1～1.2.5 に、主な洪水における被害状況を示す。</p>	<p>[更新] 最新のデータに更新</p> <p>[更新] 最新のデータに更新</p> <p>[削除] 「近年では、」を削除</p> <p>[追加] 近年の洪水被害を追加</p>

変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）					変更後					備考	
P 4 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】					P 5 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】						
表 1.2.1 主な既往洪水被害					表 1.2.1 主な既往洪水被害						
発生年月	要 因	主な気象状況			主な被害状況	発生年月	要 因	主な気象状況			主な被害状況
		24 時間雨量	1 時間雨量	最大風速				24 時間雨量	1 時間雨量	最大風速	
昭和 9 年 9 月	台風・高潮 (室戸)	—	—	28 m/s	町立洲本商業など全壊	昭和 9 年 9 月	台風・高潮 (室戸)	—	—	28 m/s	町立洲本商業など全壊
昭和 36 年 9 月	台風第 18 号 (第 2 室戸)	108 mm (日雨量) ※	45 mm	36.7 m/s	浸水家屋 5,811 戸 全・半壊 237 戸	昭和 36 年 9 月	台風第 18 号 (第 2 室戸)	108 mm (日雨量) ※	45 mm	36.7 m/s	浸水家屋 5,811 戸 全・半壊 237 戸
昭和 39 年 9 月	台風第 20 号	59 mm (日雨量) ※	21 mm	27.0 m/s	死者 3 人 浸水家屋 709 戸 全・半壊 12 戸	昭和 39 年 9 月	台風第 20 号	59 mm (日雨量) ※	21 mm	27.0 m/s	死者 3 人 浸水家屋 709 戸 全・半壊 12 戸
昭和 40 年 9 月	台風第 23 号 台風第 24 号	280 mm	84 mm	38.8 m/s	死者 2 人 浸水家屋 4,372 戸 全・半壊 274 戸	昭和 40 年 9 月	台風第 23 号 台風第 24 号	280 mm	84 mm	38.8 m/s	死者 2 人 浸水家屋 4,372 戸 全・半壊 274 戸
昭和 42 年 7 月	梅雨前線	149 mm	47 mm	9.0 m/s	浸水家屋 731 戸 全・半壊 5 戸	昭和 42 年 7 月	梅雨前線	149 mm	47 mm	9.0 m/s	浸水家屋 731 戸 全・半壊 5 戸
昭和 49 年 9 月	台風第 18 号 秋雨前線	337 mm	46 mm	13.5 m/s	死者 2 人 浸水家屋 1,863 戸 全・半壊 10 戸	昭和 49 年 9 月	台風第 18 号 秋雨前線	337 mm	46 mm	13.5 m/s	死者 2 人 浸水家屋 1,863 戸 全・半壊 10 戸
昭和 54 年 9 月	台風第 16 号	169 mm	56 mm	27.3 m/s	浸水家屋 4,365 戸	昭和 54 年 9 月	台風第 16 号	169 mm	56 mm	27.3 m/s	浸水家屋 4,365 戸
平成 16 年 10 月	台風第 23 号	317 mm	51 mm	17.0 m/s	死者 5 人 浸水家屋 3,496 戸	平成 16 年 10 月	台風第 23 号	317 mm	51 mm	17.0 m/s	死者 5 人 浸水家屋 3,496 戸 (戦後最大流量：推定)
平成 23 年 9 月	台風第 15 号	373 mm	61 mm	6.9 m/s	床上浸水 14 戸	平成 23 年 9 月	台風第 15 号	373 mm	61 mm	7.3 m/s	全壊 1 戸 半壊 1 戸 浸水家屋 129 戸
						平成 26 年 8 月	台風第 11 号	190 mm	42 mm	13.2 m/s	半壊 1 戸 一部損壊 33 戸 浸水家屋 72 戸
						平成 26 年 10 月	台風第 19 号	297 mm	83 mm	11.9 m/s	全壊 1 戸 一部損壊 7 戸 浸水家屋 322 戸
						平成 30 年 9 月	台風第 21 号	137mm	66mm	34.1m/s	一部損壊 1 戸 浸水家屋 7 戸

[更新]  
H23 年洪水を  
最新のデータ  
に更新  
[追加]  
近年洪水被害  
を追加

追加

※日雨量：午前 9 時から翌日午前 9 時までの雨量

(出典) 昭和 54 年 9 月洪水以前：洲本市、「洲本市地域防災計画」(昭和 61 年)

平成 16 年 10 月洪水：兵庫県淡路県民局県土整備部、「台風 23 号による淡路島の災害記録」(平成 17 年)

平成 23 年 9 月洪水：「河単改良第 0-0-S41 号 (二) 洲本川水系初尾川改良復旧計画検討業務報告書」(H23.10)

追加

※日雨量：午前 9 時から翌日午前 9 時までの雨量

(出典) 昭和 54 年 9 月洪水以前：洲本市、「洲本市地域防災計画」(昭和 61 年)

平成 16 年 10 月洪水：兵庫県淡路県民局県土整備部、「台風第 23 号による淡路島の災害記録」(平成 17 年)


平成 23 年 9 月洪水：「洲本市地域防災計画」(令和 2 年 2 月)、24 時間雨量・1 時間雨量は洲本土務所資料

平成 26 年 8 月、10 月洪水：「洲本市地域防災計画」(令和 2 年 2 月)

平成 30 年 9 月洪水：「兵庫県記者発表資料 台風第 21 号による被害等について (第 8 報)」

24 時間雨量・1 時間雨量は気象庁 HP

変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）	変更後	備考
<p><b>P 7 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b></p> <p>2) 治水事業の経緯 （前略）</p> <p>さらに、平成 23 年の台風第 15 号による洪水を契機として、初尾川では 1.2km の災害関連事業による工事を実施した（図 1.2.9）。</p> <p>追加</p>	<p><b>P 8 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b></p> <p>2) 治水事業の経緯 （前略）</p> <p>さらに、平成 23 年の台風第 15 号による洪水を契機として、初尾川では 1.2km の災害関連事業による工事を実施した（図 1.2.9）。</p> <p><u>また高潮・津波発生時に、洲本川の水位上昇に伴う普通河川陀仏川への遡上で、洲本市炬口地区の浸水被害が想定されたことから、高潮津波対策として、H30 年度には陀仏川との合流部に樋門を設置した（図 1.2.10）。</u></p>	<p>[追加] 完了した事業を追加</p>
<p><b>P 9 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b></p> <p>追加</p>	<p><b>P 1 1 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b></p>  <p><u>図 1.2.10 高潮津波対策（陀仏川樋門位置図）</u></p>	<p>[追加] 完了した事業を追加</p>
<p><b>P 1 0 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b></p> <p>(2) 治水の課題</p> <p>2) 高潮津波対策</p> <p><u>洲本市炬口地区は、高潮による水位上昇に伴い、海水が洲本川から陀仏川に逆流することによる浸水被害が懸念されている。また、近い将来発生が予測される南海トラフ地震では、津波が洲本川から陀仏川に遡上することによる浸水被害が想定されている（参照：兵庫県津波防災インフラ整備計画（平成 27 年 6 月 兵庫県））。</u></p>	<p><b>P 1 2 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b></p> <p>(2) 治水の課題</p> <p>2) 高潮対策</p> <p><u>洲本川の河口付近においては、現況の河川堤防の天端高が、高潮による必要天端高に対して不足しており、計画的に対策を進める必要がある（参照：兵庫県高潮対策 10 箇年計画（令和 2 年 兵庫県））。</u></p>	<p>[削除・追加] 現整備計画の課題を削除し、変更整備計画の課題を追加</p>



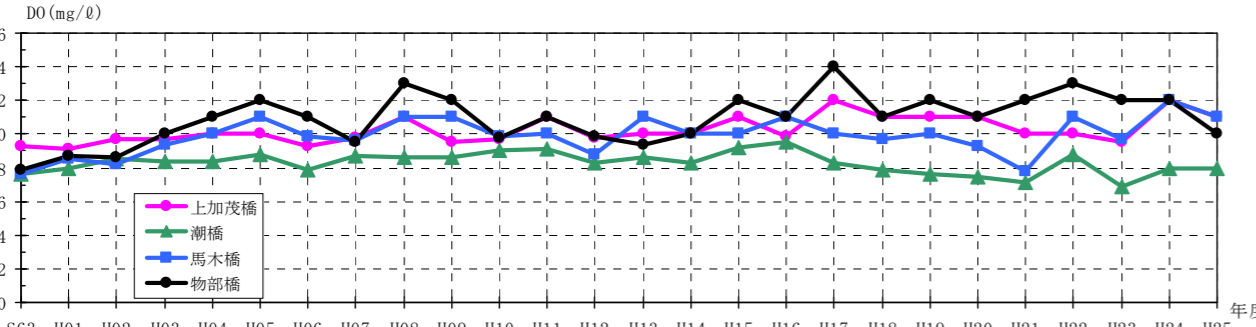
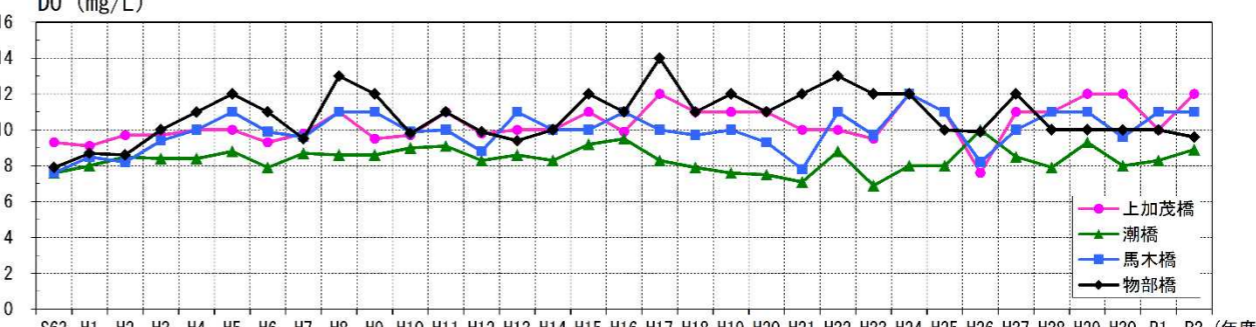
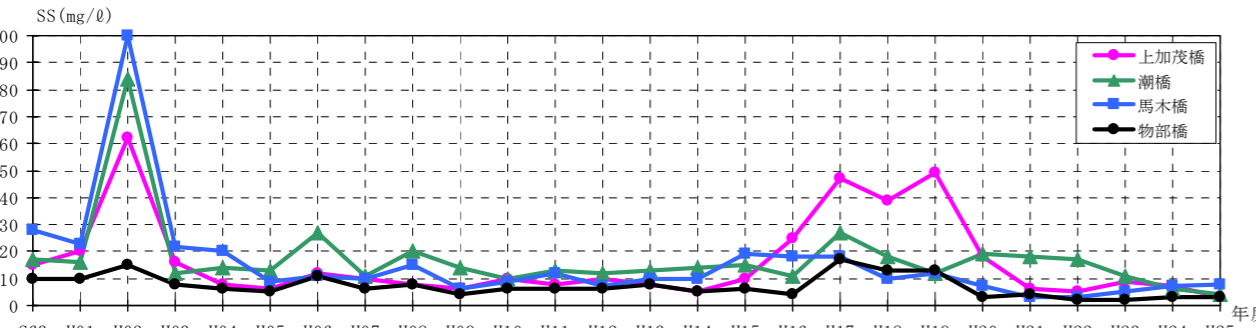
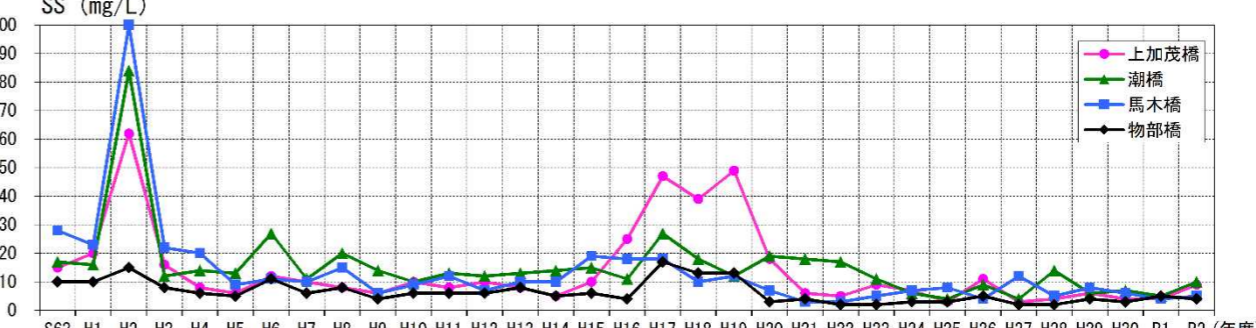
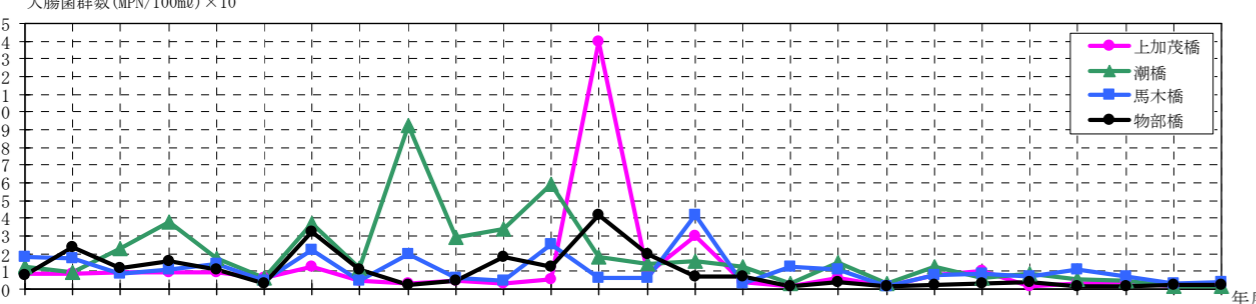
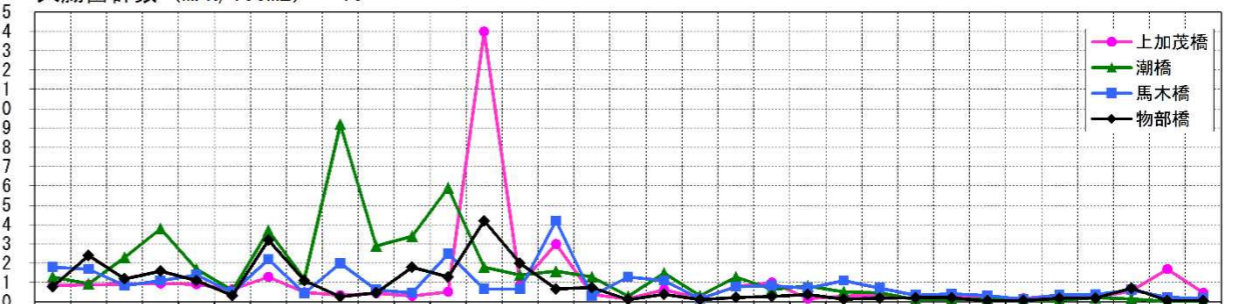
変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）	変更後	備考
<p><b>P 1 0 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b></p> <p>(2) 治水の課題</p> <p>3) 維持管理</p> <p>a) 河道</p> <p>河道は、繰り返される洪水等の作用により経年的に状態が変化し、その過程で土砂の堆積による<u>流下断面</u>の阻害、局所洗掘に伴う堤防や護岸の安全性の低下などが懸念される。</p>	<p><b>P 1 2 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b></p> <p>(2) 治水の課題</p> <p>3) 維持管理</p> <p>a) 河道</p> <p>河道は、繰り返される洪水等の作用により経年的に状態が変化し、その過程で土砂の堆積による<u>河積</u>の阻害、局所洗掘に伴う堤防や護岸の安全性の低下などが懸念される。</p>	<p>[修正] 語句の修正</p>
<p><b>P 1 1 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b></p> <p>2. 河川利用の現状と課題</p> <p>(1) 利水の現状と課題</p> <p>洲本平野が稲作を中心とした農業地帯であることから、河川水の大部分が農業用水として利用されている。その他、水道用水、工業用水としても利用されている。洲本川水系においては、許可水利権が <u>18</u> 件、慣行水利権が 32 件ある。また、洲本川流域には数多くのダムやため池が築造されている。ダムについては、6 基の既設ダムがあり、3 基は農業用水ダムであり、残り 3 基は水道用水ダムである。ため池については、兵庫県内にある約 <u>38,000</u> 個のため池のうち約 <u>6</u> 割が県土面積約 10%の淡路島に存在している。</p> <p>洲本川水系は瀬戸内気候地域に属しており、降水量が少ないことから、水利用の多い 6 月から 8 月にかけては流量の減少が見られる。</p> <p>安定的な水利用の維持を図るとともに、新たな水需要の発生や渇水、震災など緊急時に河川水を利用できるよう必要な対策を講じる必要がある。</p>	<p><b>P 1 3 【第 1 章 第 2 節 河川整備の現状と課題】</b></p> <p>2. 河川利用の現状と課題</p> <p>(1) 利水の現状と課題</p> <p>洲本平野が稲作を中心とした農業地帯であることから、河川水の大部分が農業用水として利用されている。その他、水道用水、工業用水としても利用されている。洲本川水系においては、許可水利権が <u>14</u> 件、慣行水利権が 32 件ある。また、洲本川流域には数多くのダムやため池が築造されている。ダムについては、6 基の既設ダムがあり、3 基は農業用水ダムであり、残り 3 基は水道用水ダムである。ため池については、兵庫県内にある約 <u>22,000</u> 個のため池のうち約 <u>4</u> 割が県土面積約 10%の淡路島に存在している。</p> <p>洲本川水系は瀬戸内気候地域に属しており、降水量が少ないことから、水利用の多い 6 月から 8 月にかけては流量の減少が見られる。</p> <p>安定的な水利用の維持を図るとともに、新たな水需要の発生や渇水、震災など緊急時に河川水を利用できるよう必要な対策を講じる必要がある。</p>	<p>[更新] 最新のデータに更新 [更新] 最新のデータに更新</p>





変更前後対照表（洲本川）

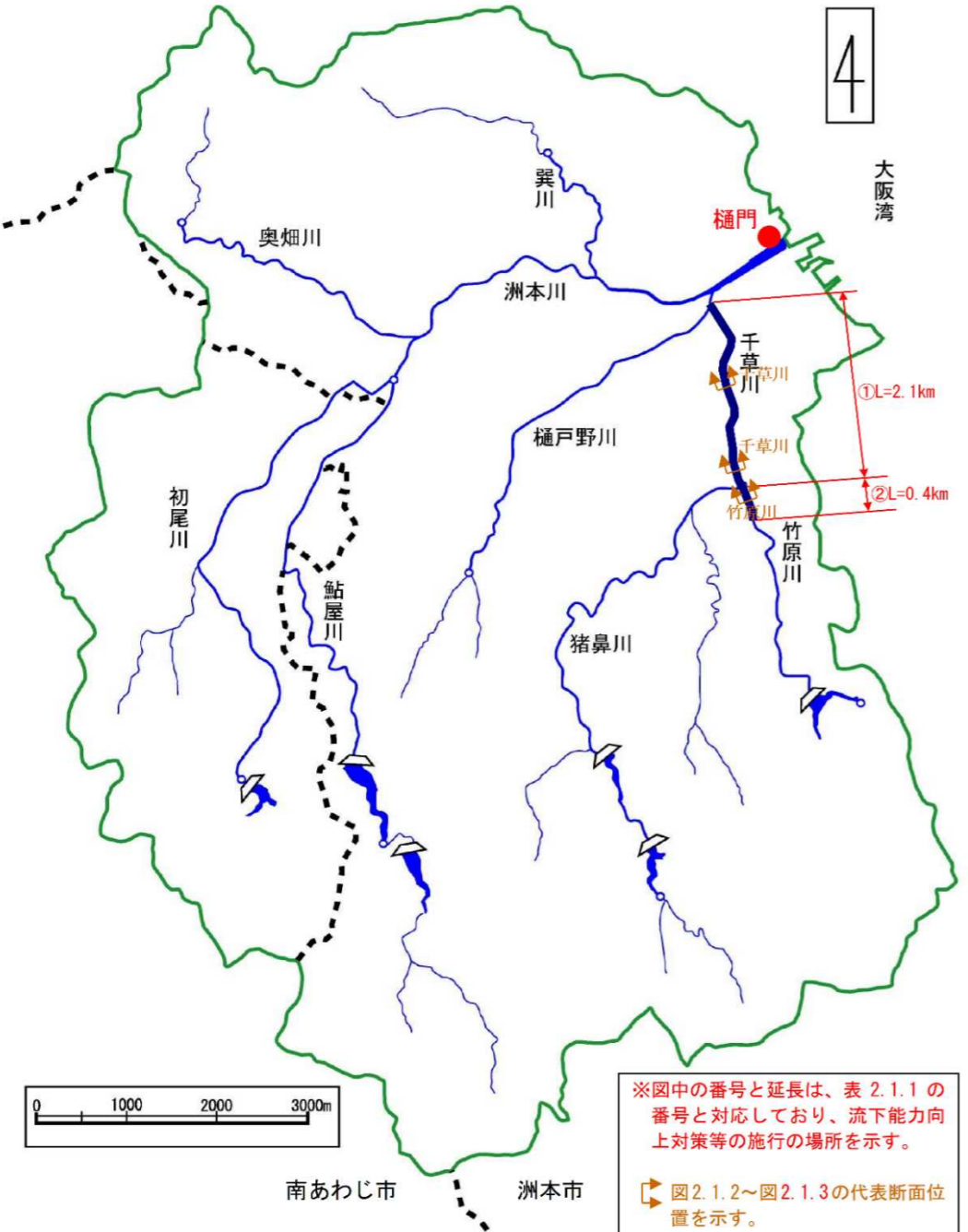
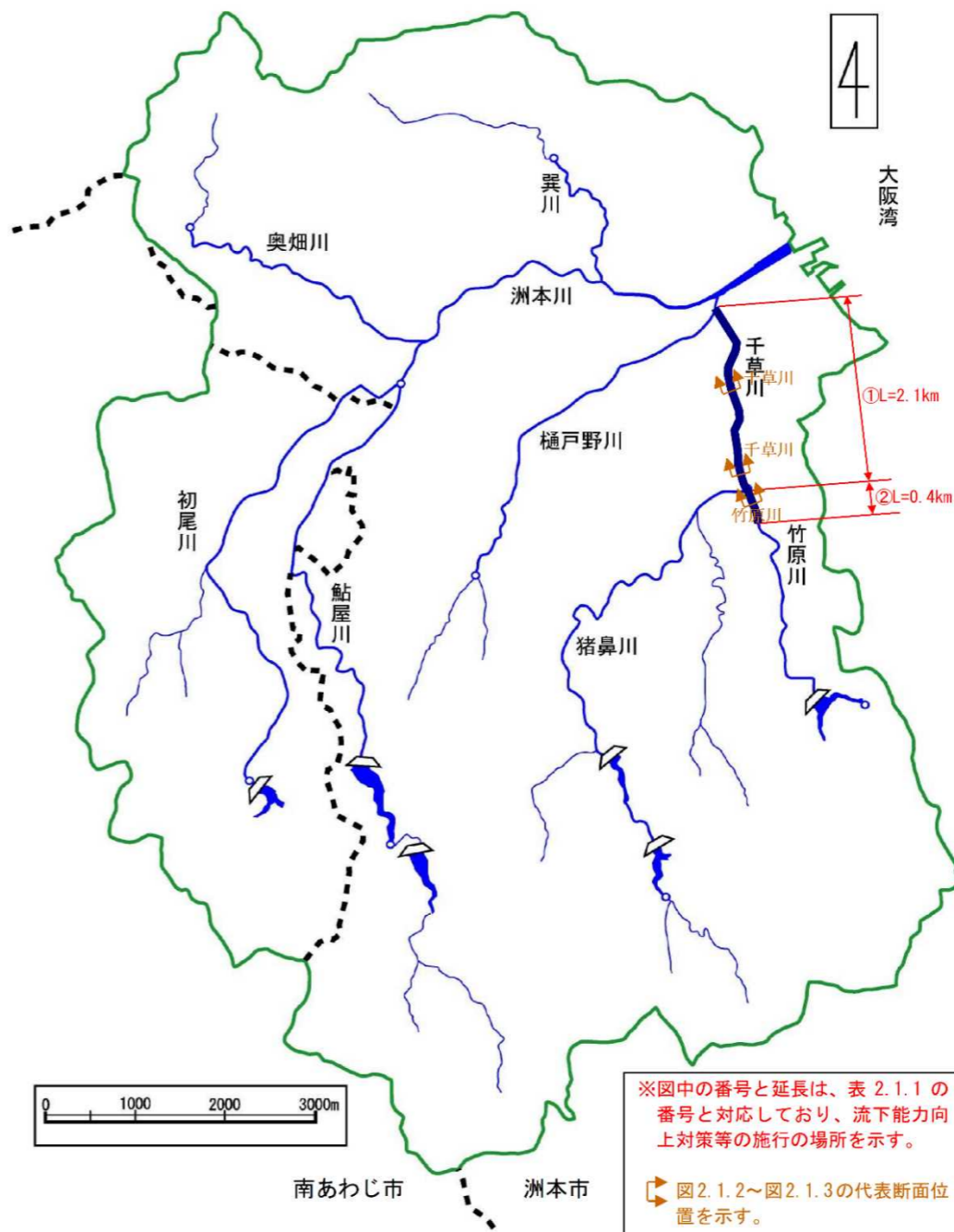
変更前（現行）	変更後	備考
<p>P 13 【第1章 第2節 河川整備計画の現状と課題】</p>  <p>図 1.2.11 洲本川流域における水質（溶存酸素量 DO）</p>	<p>P 15 【第1章 第2節 河川整備計画の現状と課題】</p>  <p>図 1.2.12 洲本川流域における水質（溶存酸素量 DO）</p>	<p>[更新] 最新のデータ に更新</p>
 <p>図 1.2.12 洲本川流域における水質（浮遊物質 SS）</p>	 <p>図 1.2.13 洲本川流域における水質（浮遊物質 SS）</p>	<p>[更新] 最新のデータ に更新</p>
 <p>図 1.2.13 洲本川流域における水質（大腸菌群数）</p>	 <p>図 1.2.14 洲本川流域における水質（大腸菌群数）</p>	<p>[更新] 最新のデータ に更新</p>



変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）	変更後	備考
<p><b>P 1 6</b> 【第 1 章 第 3 節 河川整備計画の目標】</p> <p>4. 洪水、高潮、津波等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 （前略）</p> <p><u>高潮・津波対策として、洲本川の高潮*1・津波*2時の水位上昇による洲本市炬口地区等での浸水被害を防止するため、<sup>たけのくち</sup>陀仏川との合流部に樋門を新たに設置する。</u></p> <p>さらに、改修途上における施設能力以上の洪水、<u>高潮や津波</u>、計画規模を超過する洪水、高潮や津波に対応するため、住民が浸水の恐れがあることを理解し、警戒時、災害時に円滑かつ迅速な避難が行えるよう、情報伝達体制を整備し警戒避難体制の充実に努めるとともに、ハザードマップ活用の支援や防災意識を高める取り組みを行うなど、情報の提供と共有により地域住民主体の防災活動を支援し、総合的な被害軽減対策を流域全体の取り組みとして、洲本市、南あわじ市等の関係機関、沿川住民等と連携して推進する。</p> <p>-----</p> <p>*1 <u>計画高潮位 T.P.+2.25m（既往最高潮位（S36.9 第2室戸台風））</u></p> <p>*2 <u>「洲本地区」において発生する頻度が高い津波（レベル1津波）水位 T.P.+2.0m</u> <u>〔津波防災インフラ整備計画（平成27年6月 兵庫県）〕</u></p>	<p><b>P 1 8</b> 【第 1 章 第 3 節 河川整備計画の目標】</p> <p>4. 洪水、高潮、津波等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 （前略）</p> <p><u>また、洲本川の河口付近では、高潮による浸水被害を防止するため、高潮堤防の整備等による高潮対策を実施する。</u></p> <p>さらに、改修途上における施設能力以上の洪水、計画規模を超過する洪水、高潮や津波に対応するため、住民が浸水の恐れがあることを理解し、警戒時、災害時に円滑かつ迅速な避難が行えるよう、情報伝達体制を整備し警戒避難体制の充実に努めるとともに、ハザードマップ活用の支援や防災意識を高める取り組みを行うなど、情報の提供と共有により地域住民主体の防災活動を支援し、総合的な被害軽減対策を流域全体の取り組みとして、洲本市、南あわじ市等の関係機関、沿川住民等と連携して推進する。</p>	<p>[削除・追加] 現整備計画の目標を削除し、変更整備計画の目標を追加 [削除] 重複箇所を削除</p>

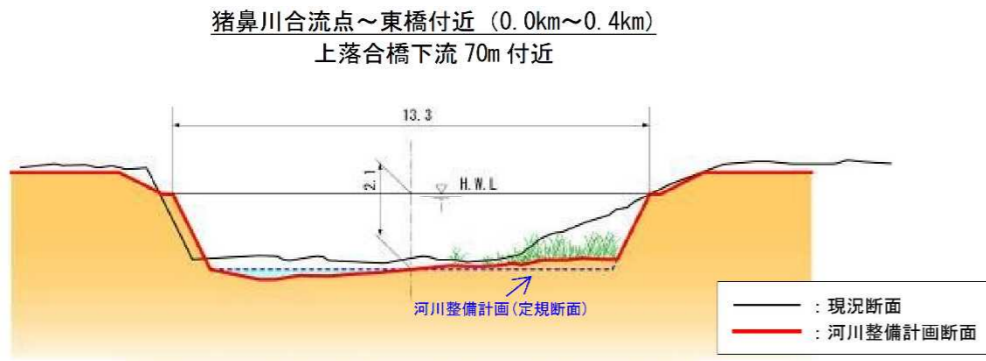
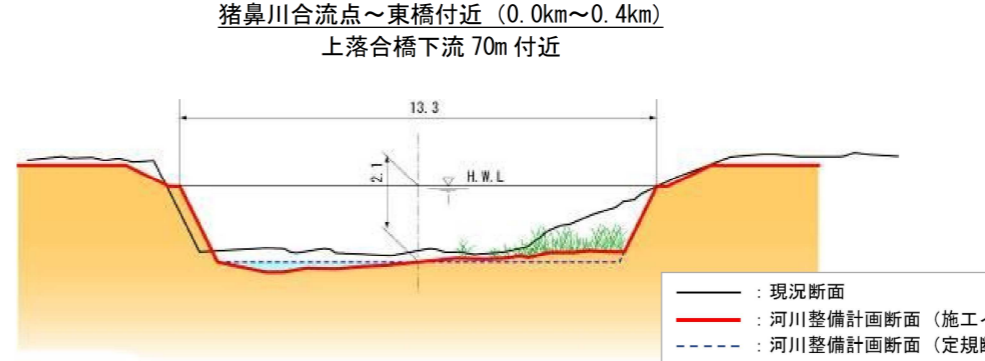
変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）	変更後	備考
<p>P20【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p> <p>1. 流下能力向上対策 (前略)</p>  <p>※図中の番号と延長は、表 2.1.1 の番号と対応しており、流下能力向上対策等の施行の場所を示す。</p> <p>図 2.1.2～図 2.1.3 の代表断面位置を示す。</p>	<p>P21【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p> <p>1. 流下能力向上対策 (前略)</p>  <p>※図中の番号と延長は、表 2.1.1 の番号と対応しており、流下能力向上対策等の施行の場所を示す。</p> <p>図 2.1.2～図 2.1.3 の代表断面位置を示す。</p>	<p>[削除] 樋門の削除</p>
<p>図 2.1.1 流下能力向上対策等の施行の場所 位置図</p>	<p>図 2.1.1 流下能力向上対策等の施行の場所 位置図</p>	

変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）	変更後	備考
<p>P 2 1 【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p> <p>1. 流下能力向上対策</p> <p>(1) 千草川 (前略)</p> <p>洲本川合流点～上庚申橋付近 (0.0km～1.5km) 上物部橋下流 30m 付近</p> <p>34.6</p> <p>3.3 H.W.L.</p> <p>河川整備計画(定規断面)</p> <p>— : 現況断面 — : 河川整備計画断面</p> <p>上庚申橋付近～上流端 (1.5km～2.3km) 諏訪橋上流 90m 付近</p> <p>34.5</p> <p>3.3 H.W.L.</p> <p>河川整備計画(定規断面)</p> <p>— : 現況断面 — : 河川整備計画断面</p>	<p>P 2 2 【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p> <p>1. 流下能力向上対策</p> <p>(1) 千草川 (前略)</p> <p>洲本川合流点～上庚申橋付近 (0.0km～1.5km) 上物部橋下流 30m 付近</p> <p>34.6</p> <p>3.3 H.W.L.</p> <p>— : 現況断面 — : 河川整備計画断面 (施エイメージ) - - : 河川整備計画断面 (定規断面)</p> <p>上庚申橋付近～上流端 (1.5km～2.3km) 諏訪橋上流 90m 付近</p> <p>34.5</p> <p>3.3 H.W.L.</p> <p>— : 現況断面 — : 河川整備計画断面 (施エイメージ) - - : 河川整備計画断面 (定規断面)</p>	<p>[修正] 凡例の修正</p> <p>[修正] 凡例の修正</p>
<p>図 2.1.2 千草川目標流量配分および河川整備計画断面（代表断面）</p>	<p>図 2.1.2 千草川目標流量配分および河川整備計画断面（代表断面）</p>	

変更前後対照表（洲本川）

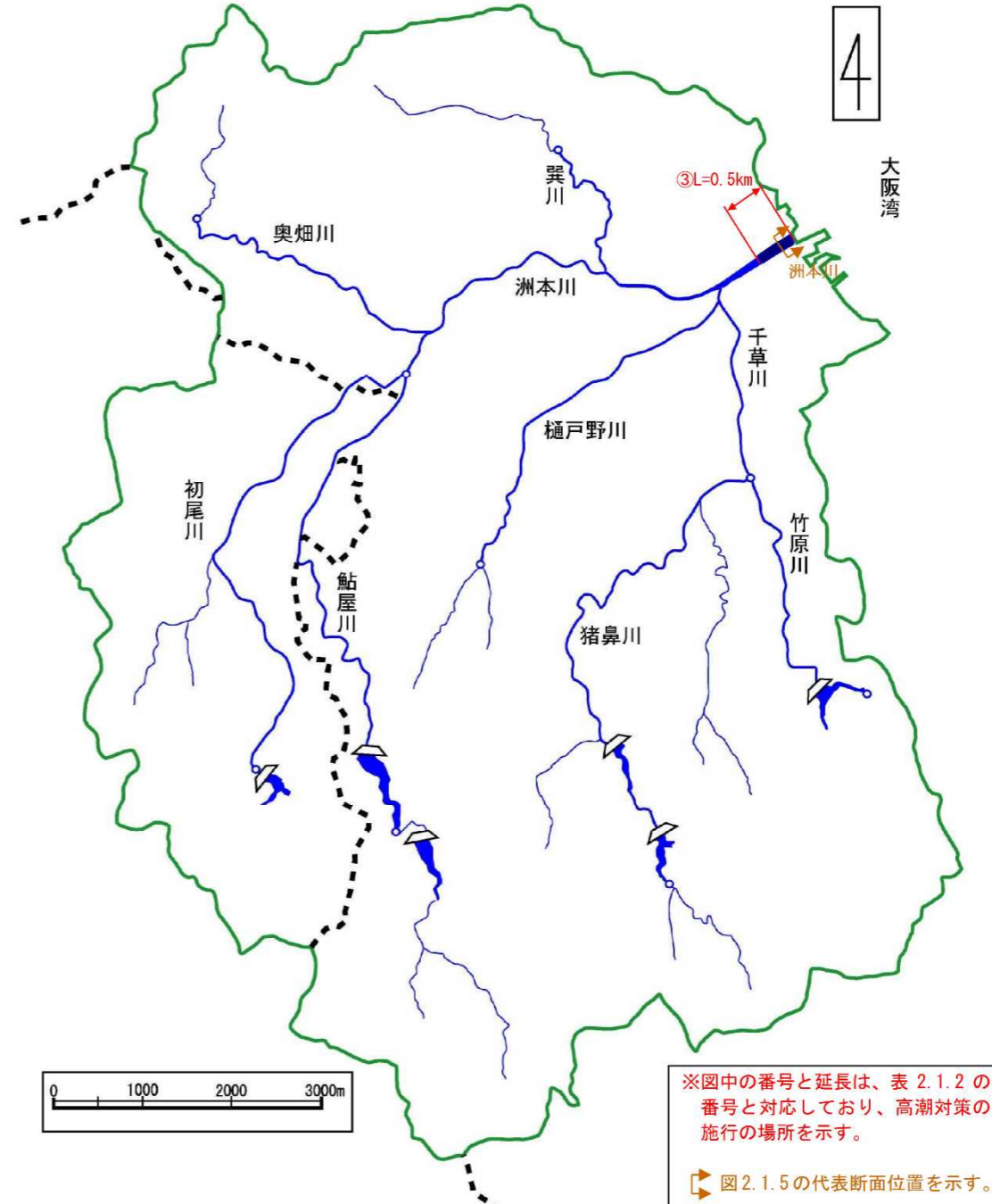

変更前（現行）	変更後	備考
<p>P 2 2 【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p> <p>1. 流下能力向上対策 (2) 竹原川 (前略)</p>  <p>猪鼻川合流点～東橋付近 (0.0km～0.4km) 上落合橋下流 70m 付近</p> <p>13.3 2.1 H.W.L.</p> <p>河川整備計画(定規断面)</p> <p>— : 現況断面 — : 河川整備計画断面</p> <p>図 2.1.3 竹原川目標流量配分および河川整備計画断面（代表断面）</p>	<p>P 2 3 【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p> <p>1. 流下能力向上対策 (2) 竹原川 (前略)</p>  <p>猪鼻川合流点～東橋付近 (0.0km～0.4km) 上落合橋下流 70m 付近</p> <p>13.3 2.1 H.W.L.</p> <p>— : 現況断面 — : 河川整備計画断面 (施エイメージ) - - - : 河川整備計画断面 (定規断面)</p> <p>図 2.1.3 竹原川目標流量配分および河川整備計画断面（代表断面）</p>	<p>[修正] 凡例の修正</p>



変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）	変更後	備考										
<p>P 2 3 【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p> <p>3. 高潮津波対策</p> <p>高潮・津波発生時に、洲本市炬口地区等の浸水被害が想定されている。そのため、洲本川の高潮・津波時の水位上昇による炬口地区等の浸水被害を防止するため、陀仏川との合流部に樋門を新たに設置する。（図 2.1.4）。</p>	<p>P 2 4 【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p> <p>3. 高潮対策</p> <p>洲本川の河口付近では、現況の河川堤防の天端高が、高潮による必要天端高に対して不足していることから、高潮発生時の浸水被害を防止するため、高潮堤防の整備等を実施する。</p>	<p>[削除・追加]</p> <p>現整備計画の完了した対策を削除し、変更整備計画に記載する対策を追加</p>										
	<p>表 2.1.2 高潮対策の施行の場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>番号</th> <th>施行の場所</th> <th>延長</th> <th>施行内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洲本川</td> <td>③</td> <td>洲浜橋～洲本橋</td> <td>0.5km</td> <td>高潮堤防の整備等</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	番号	施行の場所	延長	施行内容	洲本川	③	洲浜橋～洲本橋	0.5km	高潮堤防の整備等	
河川名	番号	施行の場所	延長	施行内容								
洲本川	③	洲浜橋～洲本橋	0.5km	高潮堤防の整備等								
<p>図 2.1.4 樋門位置図</p>		<p>出典：地理院地図（淡色地図）に追記</p>										
	<p>図 2.1.4 高潮対策の位置図</p> <p>洲浜橋～洲本橋 (No. -5～No. 0)</p> <p>(No. -3～-50付近) 137.7</p> <p>— : 現況断面 — : 河川整備計画断面（施エイメージ）</p>	<p>図 2.1.5 高潮対策の標準断面</p>										
	<p>※横断面は、現地精査などにより必要に応じて変更する場合がある。</p>											

変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）	変更後	備考
<p>P 2 3 【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p> <p>追加</p>	<p>P 2 5 【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p>  <p>※図中の番号と延長は、表 2.1.2 の番号と対応しており、高潮対策の施行の場所を示す。   図 2.1.5 の代表断面位置を示す。</p> <p>図 2.1.6 高潮対策の施行の場所 位置図</p>	<p>[追加] 高潮対策の施行の場所位置図を追加</p>

変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）	変更後	備考
<p><b>P 2 4</b> 【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p> <p>4. 河川環境の整備と保全</p> <p>(1)河川環境に配慮した河道改修</p> <p>1) 支川</p> <p>空隙が多い構造の護岸により水生生物の生息環境を確保するとともに、植物が生育しやすい環境を創出する。また、上流から流れてきた大きな石を河床部に置くことにより多様な流れを創出する。</p> <p><b>追加</b></p> <p>2) 河川工事実施における配慮等</p> <p>河床掘削や河道拡幅を行う場合は、掘削量を必要最小限にとどめ、瀬・淵、河畔林などの豊かな自然の保全や、みお筋の復元に努める。また、植物が分布する部分を掘削する場合には、表土の取り置きを行い、掘削後に覆土することによりツルヨシやセイタカヨシなどの植生の早期回復に努める。また、工事実施時には濁水の発生抑制の措置を実施し、水生生物等の生息環境に影響を与えないよう配慮する。</p> <p>3) 川の縦断方向の連続性の確保</p> <p>河床掘削にあたっては、生息する魚類等の生態を考慮した魚道や緩傾斜型の落差工を設置し、川の縦断方向の連続性を確保する。</p>	<p><b>P 2 6</b> 【第2章 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要】</p> <p>4. 河川環境の整備と保全</p> <p>(1)河川環境に配慮した河道改修</p> <p>1) 支川</p> <p>空隙が多い構造の護岸により水生動物の生息環境を確保するとともに、植物が生育しやすい環境を創出する。また、上流から流れてきた大きな石を河床部に置くことにより多様な流れを創出する。</p> <p><u>2) 洲本川河口付近</u></p> <p><u>河口付近の環境の保全に努めるとともに、動物の縦断的な移動の連続性に配慮し、多様な生物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の整備と保全に努める。護岸の改修においては、水生動物の生息空間及び植物が生育しやすい環境を創出する。</u></p> <p>3) 河川工事実施における配慮等</p> <p>河床掘削や河道拡幅を行う場合は、掘削量を必要最小限にとどめ、瀬・淵、河畔林などの豊かな自然の保全や、みお筋の復元に努める。また、植物が分布する部分を掘削する場合には、表土の取り置きを行い、掘削後に覆土することによりツルヨシやセイタカヨシなどの植生の早期回復に努める。また、工事実施時には濁水の発生抑制の措置を実施し、水生動物等の生息環境への影響が少ないように配慮する。</p> <p>4) 川の縦断方向の連続性の確保</p> <p>河床掘削にあたっては、生息する魚類等の生態を考慮した魚道や緩傾斜型の落差工を設置し、川の縦断方向の連続性を確保する。</p>	<p>[修正] 語句の修正</p> <p>[追加] 変更整備計画の環境配慮事項を追加</p> <p>[修正] 語句の修正</p>
<p><b>P 2 6</b> 【第2章 第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項】</p> <p>1. 河川情報の提供に関する事項</p> <p>異常気象に起因する集中豪雨に見られるような計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合には、甚大な被害が予想される。人命、資産などの被害を最小限にとどめるには、河道改修による流下能力の拡大の推進などのハード面の整備だけでなく、住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性と内容を理解し、自主的な防災活動を行うことが重要である。</p> <p>そのため、市や報道機関等を通じて地域住民への河川情報の周知に努めるとともに、インターネットなどの即時性の高い新しいメディアを積極的に活用するなど、ソフト面から減災に取り組む。</p>	<p><b>P 2 9</b> 【第2章 第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項】</p> <p>1. 河川情報の提供に関する事項</p> <p>異常気象に起因する集中豪雨に見られるような計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合には、甚大な被害が予想される。人命、資産などの被害を最小限にとどめるには、河道改修による流下能力の拡大の推進などのハード面の整備だけでなく、住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性と内容を理解し、自主的な防災活動を行うことが重要である。</p> <p>そのため、市や報道機関等を通じて地域住民への河川情報の周知に努めるとともに、インターネットなどの即時性の高いメディアを積極的に活用するなど、ソフト面から減災に取り組む。</p>	<p>[削除] 語句の削除</p>



変更前後対照表（洲本川）

変更前（現行）	変更後	備考
<p><b>P 2 7</b>【第2章 第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項】</p> <p>3. 総合治水の推進に関する事項</p> <p>総合治水条例に基づく「淡路（三原川等）地域総合治水推進計画（平成26年3月県策定）」を踏まえ*、「河川下水道対策」に加え、ため池や水田で雨水貯留を行う等の「流域対策」やハザードマップの周知・活用、避難訓練の実施、建物の耐水化等の「減災対策」を県・南あわじ市・洲本市・沿川住民等が協働・連携して取り組み、流域全体で被害の軽減に努める。</p> <p>※洲本川流域における総合治水の取組目標及び進捗状況等については、継続的に見直すこととしている推進計画に適宜反映・更新する。</p>	<p><b>P 3 0</b>【第2章 第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項】</p> <p>3. 総合治水の推進に関する事項</p> <p>総合治水条例に基づく「淡路（三原川等）地域総合治水推進計画（平成26年3月県策定、<u>平成30年、令和3年改定</u>）」を踏まえ*、「河川下水道対策」に加え、ため池や水田で雨水貯留を行う等の「流域対策」やハザードマップの周知・活用、避難訓練の実施、建物の耐水化等の「減災対策」を県・南あわじ市・洲本市・沿川住民等が協働・連携して取り組み、流域全体で被害の軽減に努める。</p> <p>※洲本川流域における総合治水の取組目標及び進捗状況等については、継続的に見直すこととしている推進計画に適宜反映・更新する。</p>	<p>[追加] 改定年月を追加</p>